

スペイン見本市における 知的財産権利行使マニュアル

[特許庁委託]

[著者]

BARDEHLE PAGENBERG SL

Xavier Fàbrega Sabaté

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2015年1月発行

目次

はじめに	5
1. 見本市の会期前	7
1.1 スペインにおいて行使可能な知的財産権	7
1.1.1 商標	7
1.1.2 意匠	7
1.1.3 特許	8
1.1.4 実用新案	9
1.1.5 著作権	9
1.1.6 結論	9
1.2 国境での差押え	10
1.2.1 概念	10
1.2.2 要件	10
1.2.3 手続	11
1.2.4 戦略	11
1.3 潜在的侵害者及び侵害製品の特定	12
1.3.1 出展者のリスト	12
1.3.2 証拠収集	12
1.4 スペインの弁護士との連絡	12
1.4.1 現地の弁護士の選任	12
1.4.2 関連文書の入手	12
1.5 警告状	13
1.5.1 被疑侵害者への警告状の送付	13
1.5.2 見本市当局への警告状の送付	13
2. 見本市の会期中	14
2.1 警告状	14
2.1.1 被疑侵害者への警告状の送達	14
2.1.2 見本市当局への警告状の送達	14
2.2 証拠収集	14
2.3 仮差止命令	14
2.3.1 概念	14
2.3.2 管轄裁判所	15
2.3.3 要件	15
2.3.4 救済手段	15
2.3.5 手続	15

2.4 予備的措置.....	16
2.4.1 概念.....	16
2.4.2 管轄裁判所.....	17
2.4.3 要件.....	17
2.4.4 利用可能な措置.....	17
2.4.5 手続.....	18
2.5 証拠保全措置.....	18
2.5.1 概念.....	18
2.5.2 管轄裁判所.....	18
2.5.3 要件.....	19
2.5.4 利用可能な措置.....	19
2.5.5 手続.....	19
2.6 先行証拠 (anticipatory evidence).....	20
2.6.1 概念.....	20
2.6.2 管轄裁判所.....	20
2.6.3 要件.....	20
2.6.4 手続.....	20
2.7 警察による侵害製品の差押え.....	21
2.7.1 概念.....	21
2.7.2 手続.....	21
2.8 被疑侵害製品の展示者が講じる措置.....	21
2.8.1 事前反論書 (プロテクティブ・レター).....	21
2.8.2 仮差止命令の場合.....	22
2.8.3 予備的措置命令の場合.....	22
2.8.4 証拠保全措置の場合.....	22
2.8.5 先行証拠請求の場合.....	23
2.8.6 警察による差押えの場合.....	23
3. 見本市の会期後.....	24
3.1 本案の民事訴訟手続.....	24
3.1.1 法的根拠.....	24
3.1.2 管轄裁判所.....	24
3.1.3 手続.....	24
3.1.4 救済手段.....	25
3.2 本案の刑事訴訟手続.....	26
3.2.1 法的根拠.....	26
3.2.2 管轄裁判所.....	26

3.2.3 手続	26
3.2.4 救済手段	27
3.3 侵害者のウェブサイト及びカタログからの侵害製品の削除の確認	28
4. 概算費用	29
5. 仮想事例	30
5.1 商標侵害事件における国境での差押え	30
5.1.1 事実	30
5.1.2 手続	30
5.2 特許侵害事件における仮差止命令及び民事訴訟手続	31
5.2.1 事実	31
5.2.2 手続	31
5.3 意匠侵害事件における警察による差押え及び刑事訴訟手続	32
5.3.1 事実	32
5.3.2 手続	32

はじめに

知的財産権は、多くの企業にとって最も価値のある財産であり、したがって適切に保護され、行使される必要がある。このマニュアルの目的は、日本の企業に、スペインの見本市の会期前、会期中及び会期後において自社の知的財産権を保護及び行使する最善の方法を伝えることにある。

日本企業は、自社製品の販売を促進し、国際的な顧客基盤を拡大するために、しばしばヨーロッパの展示会に参加している。スペインは、世界第 13 位（欧州連合内では第 5 位）の経済規模であり、4,600 万人を超える潜在的消費者の人口を擁している。それゆえ、スペインの見本市に定期的に参加する日本企業の数は増えつつある。

見本市は、新製品の販売促進のための優れた機会であるのみならず、出展者が、競合企業の活動をチェックし、ライバルのイノベーションを不正に模倣又は模造した製品を展示するプラットフォームとして国内外の展示会を利用している競合企業に対して、法的措置を取ることも可能にする。

スペインでは、毎年 2 月に 200 を超える国からバルセロナに 8 万 5,000 人を超える参加者が集まる Mobile World Congress など、有名な見本市がいくつも開催されている。数多くの見本市の中でも、バルセロナではほかに、Barcelona Bridal Week, International Boat Show, Smart City Expo World Congress, 及び Alimentaria（食品・飲料国際見本市）が開催されており、一方、マドリードでは、Intergift（国際ギフトショー）、Fitur（国際観光見本市）、及び Arco（現代美術国際見本市）が開催されている。他のスペインの都市でも、Habitat（国際インテリア総合展、バレンシア）、Fima（国際農業機械見本市、サラゴサ）、Futurmoda（靴・皮革小物用皮革、機械及び資材の国際見本市、アリカンテ）など、重要な見本市が開催されている。

スペインの裁判所は、以前にも増して知的財産問題への専門性を高めてきている。侵害に関する民事訴訟は、主として商法及び知的財産問題を取り扱う商事裁判所で審理が行われる。さらに、バルセロナに、最初の完全に専門化された知的財産裁判所が設立された。とりわけ、バルセロナ第 2 及び第 8 商事裁判所は、商標、意匠及び著作権に関する訴訟を審理する（バルセロナ県における）専属管轄権を有し、一方、第 1、第 4 及び第 5 商事裁判所は、特許侵害訴訟を審理する専属管轄権を有する。

さらに、主な控訴裁判所のいくつかの部も、知的財産問題について高度の専門性を有している（例えば、マドリード控訴裁判所の第 28 部門及びバルセロナ控訴裁判所の第 15 部門）。

アリカンテ商事裁判所及びアリカンテ控訴裁判所は、それぞれ、共同体商標及び意匠の第一審及び第二審裁判所に指定されており、これらの管轄権は、スペイン領土全体に及ぶ。アリカンテ共同体商標及び意匠裁判所はまた、原告、被告とも欧州連合域内に住所又は事業所を有しない場合に侵害訴訟を審理する専属管轄権を有する。これらの裁判所を担当する裁判官は、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）と緊密な関連を維持しており、彼らの決定は、非常に信頼性が高く、一貫性がある。

上記のようなスペインの裁判所の専門化は、知的財産問題において下される判決の予測可能性及び質を向上させている。

1. 見本市の会期前

見本市に参加する前に、日本企業は、自社の知的財産権がスペインで適切に登録され、有効であるようにしておかなければならない。

さらに、権利保持者は、見本市に参加する前であっても、潜在的侵害について証拠収集を開始することが可能となっている。

1.1 スペインにおいて行使可能な知的財産権

革新的な製品は、いくつかの知的財産権によって保護することができる。

1.1.1 商標

商標は、その所有者の製品又はサービスを、他企業の製品又はサービスから識別するために使用される。商標は、図式的に表現できる標識（とりわけ、単語、デザイン、文字、数字、商品や包装の形状など）から成る。

スペインでは、次の登録商標を権利行使することができる。

- スペイン特許商標庁（SPTO）によって登録されたスペイン商標
- 欧州連合加盟 28 カ国を対象とする欧州共同体商標意匠庁（OHIM）によって登録された共同体商標
- 世界知的所有権機関（WIPO）によって登録された国際商標。ただし、これがスペインを対象としていることを条件とする。

商標登録は、それが市場で識別する商品及び／又はサービスを指定しなければならない。

一旦登録されると、商標登録は出願日から 10 年間効力を有する。商標登録は、10 年ごとに更新することができる。

1.1.2 意匠

意匠とは、製品の全体又は一部の外観であって、その製品自体及び／又はそれに係る装

飾の特徴，特に線，輪郭，色彩，形状，織り方及び／又は素材から生じるものをいう。保護されるには，意匠は，新規性があり，独自性を有していなければならない（すなわち，情報に通じた使用者がその意匠から受ける全体的印象は，当該使用者が，公衆の利用に供されているいずれかの意匠から受ける全体的印象と異なっていなければならない）。

スペインでは，次の登録意匠を権利行使することができる。

- SPTO によって登録されたスペイン工業意匠
- 欧州連合加盟 28 カ国を対象とする OHIM によって登録された共同体意匠
- WIPO によって登録された国際意匠。ただし，これがスペインを対象としていることを条件とする。

登録意匠は，出願日から 5 年間有効である。登録意匠は，25 年間を限度に，5 年ごとに一括して更新することができる。

1.1.3 特許

特許とは，発明の所有者に付与される排他的権利であり，発明とは，何かを行う新たな方法を提供し，又は課題に対する新たな技術的解決策を提供する製品又はプロセスをいう。特許によって保護されるには，関連する発明は，新規性，進歩性，及び産業上の利用可能性を有していなければならない。特許が付与されると，その保持者は，第三者による当該発明の製造，販売又は使用を妨げることができるようになる。

スペインでは，次の特許を権利行使することができる。

- SPTO によって付与されたスペイン特許
- 欧州特許庁（EPO）によって付与された欧州特許。ただし，これがスペインにおいて正式に有効化されている（validated）ことを条件とする。

特許は，出願日から 20 年間有効である。特許を有効に維持するためには，年金を支払わなければならない。

1.1.4 実用新案

実用新案は、新規性及び進歩性を有し、並びに物品に対して、その使用又は製造における相当の向上をもたらす形状、構造又は組合せを与える発明を保護する。

とりわけ、用具、器具、道具、装置、機器、又はそれらの部品を実用新案として保護することができる。実用新案の保護範囲は、特許によって付与される範囲に類似している。

実用新案は、スペイン特許商標庁から付与される。実用新案は、出願日から10年間有効である。実用新案を有効に維持するためには、年金を支払わなければならない。

1.1.5 著作権

著作権は、とりわけ、文学作品、コンピューター・プログラム、データベース、映画、楽曲、芸術的作品（絵画、素描、写真、彫刻など）、建築、広告、地図、技術図面などを対象とする。著作権保護は、表現のみに及び、抽象的アイデア、手順、作業方法、数学的概念それ自体は対象としない。

著作権は、その所有者が自己の著作物の他者による使用から金銭的報酬を得ることを可能にする経済的権利、著作物の著作者たることを主張し、創作者の評判を傷つける恐れのある著作物の改変に異議を申し立てる権利である著作者人格権を付与する。

著作権の保護は、登録その他の方式的行為を必要とせず、自動的に得られる。しかし、保護対象著作物をスペイン知的財産庁に登録することは可能であり、これにより、権利の所有又は創作、金銭取引、売却、譲渡及び移転に関する紛争の問題を円滑化できる。

著作権の存続期間は、保護対象著作物の性質によって異なる。スペインでは、著作権保護は、一般に創作者の生存期間及び死後70年間有効である。

1.1.6 結論

見本市に参加する前に、日本企業は、展示される製品がスペインで行使可能な知的財産権によって適切に保護されるようにするために、適切な手段を講じなければならない。この点において、例えば次のように、同じ製品の異なる特徴が複数の知的財産権によって保護可能であることを指摘しておくことが重要である。

- 製品の名称及び／又は製品を特定するロゴは、商標で保護することができる。
- 製品の装飾的又は美的側面は、意匠で保護することができる。
- 製品の技術的特徴は、特許又は実用新案で保護することができる。

1.2 国境での差押え

1.2.1 概念

国境での差押えは、税関当局が実施するものであり、知的財産権の侵害が疑われる物品の没収を可能にする。これは、模倣品の販売を防止する効果的かつ安価な方法であり、即時効果を有する。

見本市という状況で、効果的な国境での差押えは、侵害品が展示室に届く前に留置（そして結果的に廃棄）できるという利点がある。さらに、国境での差押えは、権利保持者が侵害製品の原産地及び流通経路を知ることが可能にする。

1.2.2 要件

国境での差押手続の申立人は、知的財産権、とりわけ商標、意匠、著作権、特許、特許補完的保護証明書、保護された植物品種又は原産地地理的表示の所有者又はライセンスでなければならない。

権利保持者は、次の事項を記載した国境での差押手続のための申請書を提出しなければならない。

- 申請者及びその代表者の詳細
- 行使される権利の証明
- 真正品に関する仕様及び技術データ（適切な場合には、バーコードなどのマーク及び画像を含む）
- 正規販売店のリスト
- 模倣が疑われる物品の輸入に関与した人に対して責任を負い、及び差し押さえられた物品を税関の管理下に置くことで生じるすべての費用の負担に同意する旨の宣言

国境での差押手続のための申請書の提出には料金がかからない。申立てがすべての関連

する要件を満たす場合には、30 営業日以内に税関当局から申立てが認められる。この場合、税関当局が措置を講じる期間は 1 年に設定されるが、毎年延長することができる。

1.2.3 手続

税関当局は、知的財産権の侵害が疑われる物品を特定した場合、模倣が疑われる物品の通関を停止し、その差押えについて権利保持者及び物品の所有者に通知する。権利保持者は、その後、物品を検査する機会を与えられ、差し押えられた物品品の数量及び性質、物品の原産地、並びに税関で当該物品の輸送及び申告に関与した者に関する包括的な報告書を受け取る。物品が模倣品であった場合には、権利保持者は、物品の輸入者又は所有者に対して訴訟を提起することができる。

権利保持者はまた、知的財産権が侵害されたか否かを裁判所が決定することを必要とせずに、物品の廃棄を要求することができる。権利保持者は、差し押えられた物品が模倣品であることを 10 営業日以内に確認しなければならず、製品の廃棄に対する物品の輸入者又は所有者の書面同意を税関当局に提出しなければならない。物品の保持者が、10 営業日以内に廃棄に対する同意を確認しなかった、又は当該廃棄に反対しなかった場合には、この同意は付与されたと推定されるものとする。製品の廃棄は、税関当局の管理の下かつ権利保持者の責任の下で実施されるものとする。

1.2.4 戦略

模倣品及び海賊版を防止するためには、スペインにおける知的財産権の適切な保護、及び国境での差押手続のための申請書の提出（及び適時の更新）が不可欠である。税関当局による模倣品の迅速な発見を可能にするためには、オリジナルの物品及び模倣品並びにそれらの流通経路に関する入手可能なすべての情報を税関当局に提供することが極めて重要である。したがって、国境での差押手続のための申請書には、以下を含む、侵害品を容易に発見できるようにするために必要なすべての情報を記載しなければならない。

- 物品についての正確かつ詳細な技術的記述。可能であれば、オリジナル製品及び／又は知られている模倣品の写真を添付する。
- 不正行為の種類若しくはパターンに関して、又は個々の引渡しについて、権利保持者が具体的な情報を有しているすべての情報
- 権利保持者が指定する連絡担当者の氏名及び住所

権利保持者にはまた、模倣製品の発見を容易にするために、自社のオリジナル製品の追跡システムを導入することが推奨される。

1.3 潜在的侵害者及び侵害製品の特定

1.3.1 出展者のリスト

たいていの見本市では、展示室を開場する数週間前から、その見本市のウェブサイトに出展者のリストを提供している。それゆえ、権利保持者は、以前に自社の知的財産権を侵害したことがある企業が見本市に参加する予定か否かを事前に確認することができる。

1.3.2 証拠収集

権利保持者は、潜在的侵害者が見本市に参加する予定であることを発見した場合、例えば当該企業のウェブサイトの閲覧やカタログのコピーの入手により、当該企業が展示を計画している物品についての証拠を収集し始めることができる。

権利保持者はまた、過去の侵害に関する文書を収集することもできる。権利保持者が過去に、将来の展示者に対する侵害を認める裁判所の判決を受けている場合、当該判決は、スペインにおいて、潜在的侵害者の非合法的行為を証明する方法として利用することができる。

1.4 スペインの弁護士との連絡

1.4.1 現地の弁護士の選任

権利保持者は、競合企業が見本市で侵害製品を展示する可能性があることを確認した場合、直ちに現地の弁護士に連絡を取らなければならない。

仮差止命令請求又は知的財産侵害訴訟は、スペインで弁護士資格を有する弁護士によって提起されなければならない。知的財産問題を専門とするスペインの弁護士は数多くおり、その中には、特許及び商標弁理士として二重の資格を有する者もいる。

1.4.2 関連文書の入手

弁護士の支援を得て、権利保持者は、侵害された知的財産権を行使するために必要とな

る文書を手に入れていることができる。具体的にいうと、裁判所に出頭する際に、公正証書化された委任状を提出することが必要となる。また、関連する知的財産権がスペインで有効であることを証明する登録証明書又は公式データベースからのプリントアウトを手に入れることも必要となる。

1.5 警告状

1.5.1 被疑侵害者への警告状の送付

権利保持者は、侵害製品が見本市で展示される予定であることを確認した場合、停止を求める警告状を潜在的侵害者に送付して、当該物品を展示しないように警告すべきである。このようにすれば、将来の本案訴訟において、被疑侵害者は、関連する知的財産権を知らなかったと主張することができなくなる。

1.5.2 見本市当局への警告状の送付

上記に加えて、権利保持者は、警告状を見本市当局に送付して、特定の展示者が侵害製品を展示する可能性があり、そのことにより見本市の評判が損なわれる恐れがあることを知らせることもできる。

2. 見本市の会期中

2.1 警告状

2.1.1 被疑侵害者への警告状の送達

権利保持者が見本市の会期前に潜在的侵害者を特定していなかった、又は見本市の会期前に警告状を送達することが不可能であった場合には、被疑侵害者のブースで警告状を手渡すことが望ましい。警告状は、権利保持者に代わって、正規代理人が交付することもできる。

2.1.2 見本市当局への警告状の送達

警告状を見本市当局に宛てて出し、展示者がブースで侵害製品を展示していると知らせることも可能である。

2.2 証拠収集

仮差止命令又は以下で言及するその他の法的措置の請求の準備をするために、権利保持者は、見本市で入手可能な侵害についてのすべての証拠、とりわけ侵害製品のカタログ及びサンプルを収集すべきである。なるべくなら、これは公証人の支援を受けて行い、関連する文書又はサンプルが侵害者のブースから入手したものであることについて、公証人の証明を受けるのが望ましい。

2.3 仮差止命令

2.3.1 概念

見本市の会期は通常、数日間しかないため、権利保持者は、展示室で侵害製品が展示されていることを知り次第、迅速に行動する必要がある。仮差止命令は、知的財産権を非常に迅速かつ効果的に行使することを可能にする。

仮差止命令を得るために、権利保持者は、侵害の予備的証拠を提出し、侵害されている知的財産権が現在スペインで有効であることを証明しなければならない。

2.3.2 管轄裁判所

仮差止命令請求は、本案の侵害訴訟を審理する管轄権を有することになる商事裁判所に提出しなければならない。原則として、被告が住所を有する都市の商事裁判所が管轄裁判所となる。ただし、原告は、侵害行為が行われた都市、又は侵害の影響が生じた都市の裁判所に請求を提出することもできる。それゆえ、仮差止命令請求を見本市開催都市の商事裁判所に提出することも可能である。

2.3.3 要件

仮差止命令を得るために、権利保持者は、侵害の状況証拠を提出しなければならない (*fumus boni iuris*)、また、仮に差止命令が下されなければ、長期に及ぶ裁判手続のために本案訴訟で裁判所によって下される判決は効果がなくなってしまうことを証明しなければならない (*periculum in mora*)。さらに、原告は、差止命令によって侵害者に生じる可能性のある損害に対応するために、保証金を納めなければならない。

2.3.4 救済手段

権利保持者は、本案訴訟で出される判決の効力を確実にするために必要となりうるすべての措置を採用するよう、裁判所に求めることができる。

具体的には、以下の救済手段を求めることができる。

- 知的財産権を侵害する行為の中止
- 侵害品並びにその製造に使用される材料及び機器の差押え及び保管
- 権利保持者に生じる損害を対象とする保証金の納付
- 必要な登録簿への注記

2.3.5 手続

権利保持者は、本案訴訟の提起前であっても、これと同時であっても、仮差止命令を請求することができる。本案訴訟の前に請求がなされた場合、本案訴訟は、仮差止命令が下されてから 20 営業日以内に提起されなければならない。

2.3.5.1 一方的 (ex parte) 差止命令

仮差止命令は、通常、被告の審理後に下される。ただし、権利保持者が事件の緊急性を

正当化することができれば、当該措置は、一方当事者の申立てのみに基づき (*ex parte*) 下され得る。見本市の会期は数日間しかないため、一方的 (*ex parte*) 差止命令が得られる可能性がある。

裁判所が、一方当事者の申立てのみに基づき (*ex parte*) 仮差止命令の発行を認めた場合、決定は、迅速に被告に送達され、被告は、直ちに侵害品の展示を中止しなければならない。

被告は、仮差止命令に異議を申し立てるための期間として 20 営業日を与えられる。この場合、裁判所は、両当事者を審理に召喚する。ただし、異議申立ての提起は、仮差止命令の行使を妨げない。

被告はまた、担保金と仮差止命令との交換を申し立てることができる。原告は、5 営業日以内に被告の申立てに対する回答を提出しなければならない。両当事者を審理に召喚した後、裁判所は、申し立てられた交換について決定を下す。

2.3.5.2 当事者系 (*inter partes*) 差止命令

裁判所が請求の実体 (*merits*) について疑う場合、又は事件の緊急性についての正当性が適切に示されなかった場合、裁判所は、両当事者を審理に召喚し、仮差止命令請求を被告に送達する。裁判所は、両当事者の審理後にのみ、仮差止命令の決定を下す。

2.4 予備的措置

2.4.1 概念

予備的措置の目的は、裁判所の助力を得て、知的財産侵害訴訟の準備（及び結果として提訴）に必要となりうるすべての情報を入手することにある。これらの措置により、権利保持者は、侵害が生じているか否かを確認することができ、侵害が生じている場合には、侵害の程度をチェックし、及び侵害者の身元を確認することができる。

予備的措置によって、（侵害が立証されなかった場合は）不必要な訴訟手続を回避し、また、（侵害が実際に存在する場合は）将来の訴訟について可能な限り詳述することが可能となる。

2.4.2 管轄裁判所

予備的措置の請求は、本案の侵害訴訟を審理する管轄権を有することになる商事裁判所に提出しなければならない。原則として、被告が住所を有する都市の商事裁判所が管轄裁判所となる。ただし、原告は、侵害行為が行われた都市、又は侵害の影響が生じた都市の裁判所を選択することもできる。それゆえ、予備的措置の請求を見本市開催都市の商事裁判所に提出することも可能である。

2.4.3 要件

通例、原告は、すべての関連文書及び侵害を証明する証拠を自ら進んで入手しなければならない。しかし、一定の状況においては、侵害行為に関する特定のデータ、とりわけ侵害の出所及び外延に関するものを知ること並びに証明することは不可能又は非常に困難である。

予備的措置を得るには、権利保持者は、侵害の状況を立証するあらゆる合理的な可能性（公的記録のチェック、侵害に関与している者との連絡など）をすべて尽くした上で、自己の排他的権利を行使するには裁判所の助力を求める以外に選択肢がないことを証明しなければならない。

2.4.4 利用可能な措置

スペイン民事訴訟法は、サンプル又は文書の申告及び提出のために出頭するよう被告に命じることなど、将来の原告が利用可能な複数の予備的措置を規定している。さらに、知的財産事件に特化して適用されるいくつかの予備的措置についても規定する。

とりわけ、権利保持者は、物品の生産者、製造者、販売者、卸売業者及び小売業者の名称及び住所、生産、製造及び納入されたユニット数、物品に支払われた価格、製品の技術的特徴など、侵害品の出所及び流通経路の詳細を入手するよう裁判所に求めることができる。

これらの詳細を確認するために、裁判所は、原告が侵害の張本人であると考える者に加え、侵害品を製造、販売又は所有していた者を尋問し、彼らに、侵害に関するすべての文書の提示を求める。

さらに、裁判所は、侵害者に、銀行、財務、商業又は通関関係の書類を開示するよう要求することもできる。これらの予備的措置を得るために、原告は、侵害の一応の証拠 (*prima*

facie evidence) を提出し、侵害品のサンプルを提出しなければならない。

2.4.5 手続

請求において、権利保持者は、いずれの訴訟を提起するつもりなのか、いずれの知的財産権が侵害されたと考えるのか、いずれの予備的措置を請求するのか、及び当該措置の目的はいずれかについて、詳細を明確に述べなければならない。裁判所は、原告が正当な理由及び適法な利益を有すること、そして請求された措置が原告の目的を達成するために適切であることを条件として、被告を審理することなく、5営業日以内に請求を認める。これらの条件が満たされない場合、請求は却下される。

予備的措置の請求を認める決定において、裁判所は、保証金の額を決定する。原告は、これを3日以内に納めなければならない。

決定は被告に送達され、被告は10日以内に裁判所に出頭しなければならない。被告が出頭しない場合、裁判所は、関連するサンプル及び文書入手するために、被告の施設構内の捜査を命ずることができる。

予備的措置を命じる決定の受領後、被告は、5日以内に決定に異議を申し立てることができる。この場合、裁判所は、両当事者を審理に召喚し、審理後に決定が行われる。

2.5 証拠保全措置

2.5.1 概念

スペイン民事訴訟法の下では、見本市終了前に権利保持者による侵害の証拠調べを可能にするいくつかの証拠保全措置がある。

これらの措置の目的は、将来の本案訴訟で提出するために、侵害のいかなる証拠方法をも見本市会期中と同じ状態で保全することにある。

2.5.2 管轄裁判所

請求は、本案の侵害訴訟の審理を行う管轄権を有することになる商事裁判所に提出しなければならない。見本市開催都市の商事裁判所に請求を提出することも可能である。

2.5.3 要件

これらの措置を得るために、合理的に利用可能な証拠方法を提出することにより、少なくとも事前に、侵害が生じていることを証明することが必要である。

さらに、原告は、保全される証拠方法が、十分であり、有用であり、かつ証拠調べが可能な対象であること、将来証拠調べが不可能となると危惧する理由があること、保全される証拠方法が、近いうちに、かつ被告又は第三者に深刻かつ不相应な損害を生じさせることなく証拠調べ可能なものであることを証明しなければならない。

2.5.4 利用可能な措置

原告は、見本市で入手可能であるが、故意の有無を問わず廃棄又は変更されるおそれがあり、そのことによって将来の本案訴訟において提出することが不可能となりうる証拠方法を保全するよう裁判所に求めることができる。

とりわけ、原告の請求に応じて、裁判所は、侵害品の詳細な記述の作成、侵害品のサンプルの入手、侵害製品の差押え、並びに侵害製品の製造又は販売に使用された材料及び機器に加え、侵害に関する文書の差押えを決定することができる。

2.5.5 手続

裁判所は、被疑侵害者を審理した後で、請求に決定を下す。被疑侵害者は、関連する証拠方法が不十分であり、有用でなく、又は証拠調べが不可能な対象であると主張して、請求に異議を申し立てることができる。被疑侵害者はまた、担保金と証拠保全措置との交換を裁判所に求めることができる。

ただし、原告が、審理に起因する遅延により原告の権利に回復不能の損害が生じるであろうこと、又は証拠方法が廃棄され、若しくは将来その証拠調べが不可能となるリスクがあることを証明した場合、裁判所は、侵害者を審理することなく請求について決定を下すことができる。裁判所の心証を得るために、原告は、請求した措置によって生じる損害に対する保証金の納付を申し出ることができる。

侵害者は、20日以内に、将来の証拠調べを妨げる回復不能な損害が生じないことを主張し、又は代替的な証拠方法を申し出て、一方的な (*ex parte*) 証拠保全措置を認める決定に異議を申し立てることができる。異議は原告に通知され、裁判所は両当事者を審理に召

喚し、5日以内に審理が行われる。

最終的に、請求された措置を認める決定後20日以内に、原告は、知的財産侵害訴訟を提起しなければならない。さもなければ、証拠保全措置は効力がなくなり、権利保持者は、費用及び被疑侵害者の損害を負担することになる。

2.6 先行証拠 (anticipatory evidence)

2.6.1 概念

先行証拠とは、関連する訴訟手続の開始に先立ち、後の段階では不可能又は非常に困難となりうる、例外的な証拠調べの手段である。

2.6.2 管轄裁判所

請求は、本案の侵害訴訟を審理する管轄権を有することになる商事裁判所に提出しなければならない。見本市開催都市の裁判所に請求を提出することも可能である。

2.6.3 要件

原告は、関連する訴訟手続段階で証拠調べができない恐れがあると合理的に考えられることを理由として、知的財産侵害訴訟を提起する前に証拠調べが必要であることを証明しなければならない。

請求される証拠には、例えば、見本市に参加していた（そして、その後はおそらくスペインにはいない）外国企業の従業員の反対尋問、侵害者のブースで展示されている侵害品又はそのサンプルについての専門家によるチェックが該当し得る。

2.6.4 手続

裁判所は、先行証拠の請求に十分な根拠があると認める場合、請求を認め、関連する証拠方法についての証拠調べを命じ、遅くとも5日前までに侵害者を召喚する。入手した文書及びその他の証拠方法は、訴訟提起まで裁判所構内に保管される。

原告は、先行証拠についての証拠調べから2か月以内に知的財産侵害訴訟を提起しなければならない。さもなければ、調べが行われた証拠方法は法的効力を失い、原告は、費用及び被疑侵害者の損害を負担することになる。

2.7 警察による侵害製品の差押え

2.7.1 概念

スペインで知的財産権を行使する主な方法は、民事訴訟及び今までに詳述したその他の措置によるものである。しかしながら、一定の状況下では、知的財産侵害は刑事犯罪を構成する場合がある。

実際のところ、スペインの裁判所は、侵害品がオリジナルの製品と全く同一（又はほぼ同一）（すなわち、その明らかなコピー）である場合に限り、刑事訴訟手続を開始することに正当性があると認める。

2.7.2 手続

権利保持者は、侵害品が見本市で展示されていること、及び当該物品が明らかにオリジナル製品を複製していることを確認した場合、スペイン警察に刑事告訴状を提出することができる。スペイン警察は、見本市を訪れ、侵害者のブースで展示されている侵害製品に加えその製造に使用されたいかなる機器をも差し押さえる。

刑事訴訟の提起の後、裁判所は、侵害が存在すると判断した場合、差押え品の廃棄及び判決の公表を命じることができる。

2.8 被疑侵害製品の展示者が講じる措置

2.8.1 事前反論書（プロテクティブ・レター）

これまで見てきたように、権利保持者は、通常、被疑侵害者が侵害製品の製造及び販売を中止し、見本市の場合には当該物品を展示室から撤去するよう裁判所が命令を下すことを求めて、仮差止命令を請求する。権利保持者が事件の緊急性に正当性があることを示すことができる場合、仮差止命令は、*一方的に (ex parte)*、すなわち、口頭審理を行うことなく、それゆえ、侵害者に防御の主張を提出する機会を与えることなく付与され得る。仮差止命令の有効性は、それが下される迅速さ及び請求を主張する資格の略式審査だけにあるのではなく、主として、*一方的に (ex parte)* 出された場合の不意打ち効果にある。

この不意打ち効果を避ける目的で、また、侵害者の主張が口頭審理で審理されることを確保する手段として、事前反論書（プロテクティブ・レター）を提出するという慣行がと

ある国々において発展した。事前反論書を利用して、（例えば、権利保持者から警告書を受け取ったという理由により）知的財産侵害で訴えられることを恐れる企業は、行われる可能性のある侵害請求は根拠がないとする主張を裁判所に伝える。事前反論書の主な目的は、一方的に（*ex parte*）仮差止命令が出されることを防止することにある。

事前反論書は、ドイツやオランダなどいくつかの法域によってはよく知られ、広く利用されている。スペイン民事訴訟法は、事前反論書を提出できるかどうかについて明示的に規定していない。それにもかかわらず、バルセロナ商事裁判所は、最近、事前反論書を認めるようになってきた。

したがって、企業がスペインの見本市に参加することを計画しており、過去に権利保持者から警告書を受け取ったことがある場合、見本市開催都市の商事裁判所に事前反論書を提出することが有用であろう。事前反論書において、問題の企業は、自社製品が関連知的財産権を侵害していないと自身が考える根拠となる主張を詳述し、一方的に（*ex parte*）仮差止命令を下すのではなく両当事者を審理に召喚することを裁判所に求めることができる。

2.8.2 仮差止命令の場合

被告は、見本市で、一方的に（*ex parte*）下された仮差止命令の送達を受けた場合、直ちに担保金と差止命令との交換を求めるべきである。

さらに、被告は、原告が侵害の状況証拠を提出していないこと、及び長期間の訴訟手続に起因する遅延によっても権利保持者に不当な損害が生じないであろうことを主張して、仮差止命令を下す決定に異議を申し立てるべきである。

2.8.3 予備的措置命令の場合

被告は、予備的措置の命令を送達された場合、原告が正当な理由及び適法な利益を有していないこと、並びに関連する措置が適切ではなく、被告の利益に不当に損害を与えるであろうことを主張して、これに異議を申し立てることができる。

2.8.4 証拠保全措置の場合

被告は、証拠保全措置請求の送達を受けた場合、関連する証拠方法が不十分であり、有用でなく、又はその保全が不可能であること、これらの措置が深刻な損害を引き起こすであろうこと、及び請求されている証拠についての証拠調べが将来不可能となり得ると恐れ

る理由がないことを主張して、これに異議を申し立てることができる。被告は、担保金と請求された措置の交換を裁判所に求めることもできる。

被告は、証拠保全措置を認める決定の送達を受けた場合、将来の証拠調べを妨げる回復不能の損害がないことを主張し、又は代替的な証拠方法を申し出て、当該決定に異議を申し立てることができる。

2.8.5 先行証拠請求の場合

被告は、先行証拠の請求の送達を受けた場合、請求に十分な根拠がないことを主張し、及び請求された証拠方法についての証拠調べが関連する訴訟手続段階で行われるようにするために裁判所に協力することを申し出る回答を提出すべきである。

2.8.6 警察による差押えの場合

警察官が被疑侵害製品を差し押さえる旨の命令を持って被告のブースに現れた場合、被告は、可能な限り協力しなければならない。しかし、被告は、見本市で展示されている物品がオリジナル製品のコピーではなく、被告が原告から主張された知的財産権を知らなかったという理由で、関連する行為が刑事上の侵害に当たらないということについて、管轄裁判所に直ちに知らせるべきである。

3. 見本市の会期後

3.1 本案の民事訴訟手続

3.1.1 法的根拠

これまで見てきたように、仮差止命令又は前述したその他の措置の有効性は、知的財産侵害訴訟を適時に提起することにかかっている。権利保持者が訴訟を提起しない場合、裁判所によって命じられた措置又は差止命令は法的効力を有さず、権利保持者は、当該法的措置の費用及び損害を負担しなければならない。

このことを考慮に入れて、見本市の会期後、権利保持者は、知的財産侵害訴訟を提起し、最終判決が下されるまで関連する本案訴訟手続を遂行すべきである。

3.1.2 管轄裁判所

原則として、管轄裁判所は、被告が住所を有する都市の商事裁判所である。しかし、原告は、侵害活動が行われ、又は侵害の影響が生じた都市の裁判所に訴訟を提起することも選択可能である。おそらく、原告は、仮差止命令又は予備的措置命令を見本市開催都市の裁判所から得ており、又は同裁判所に請求しているであろう。それゆえ、訴訟は、同裁判所に提起すべきである。

侵害された権利が共同体商標又は共同体意匠の場合、訴訟は、それらの権利の侵害に関する事件を審理する専属管轄を有するアリカント商事裁判所に提起しなければならない。

3.1.3 手続

民事訴訟手続は、請求を裏付ける事実及び法的根拠を記載した訴状を提出することによって開始される。被疑侵害を証明するすべての文書は、特許又は意匠事件における専門家の技術報告書を含め、訴状とともに提出しなければならない。専門家の報告書を後日提出すると告げることは可能であるが、新規の裏付け文書は、例外的な場合にしか認められない。

3～4週間以内に、裁判所は、訴状が受理可能であることを宣言し、これを被告に送達する。被告は、訴状の送達から20日以内に答弁書（及び該当する場合には反訴）を提出しなければならない。被告が（例えば、主張された特許が無効であると主張して、その取消

しを請求する) 反訴を提起した場合、原告は、20 日以内に反対訴答を提出することができる。

裁判所はそれから、両当事者を予備審理に召喚する。これは一般に、訴状の送達から4～6か月以内に開かれる。予備審理の目的は、和解に達することが可能か否かを判断し、被告から申し立てられた特定の手続上の問題を解決し、追加的な疑問を提起し、争いとなっている具体的な法律上の及び事実に関する論点を確定し、並びに両当事者が事実審理において使用する証拠方法を申し出ることにある。

訴訟手続の次の段階は事実審理であり、ここで、裁判所は証拠調べを行い、両当事者の最終訴答を審理する。最後に、裁判所は判決を下す。

一般に、第一審判決は、訴訟手続の開始から12～15か月以内に下される。ただし、複雑な特許事件の場合にはより長期化することがある。

3.1.4 救済手段

原告は、民事訴訟において、次の救済手段を請求することができる。

- (a) 原告の権利を侵害する行為の中止
- (b) 被った損害の賠償
- (c) 侵害の継続を避けるために必要な措置の採用。とりわけ、侵害が明らかになった物品、パッケージ、包装紙、広告材料、ラベル又はその他の文書の差押え及び市場取引からの撤退
- (d) 侵害品の廃棄又は人道的目的での譲渡
- (e) 侵害品、材料及び機器の所有
- (f) 侵害を宣言する判決の公表

(a) 及び (c) の救済手段はまた、知的財産権を侵害するために侵害者が使用した仲介者に対して請求することも可能である。

損害賠償額には、被った損害のみならず、侵害の結果、権利保持者が得ることができなかった利益も含まれる。原告は、損害賠償額を計算するために、次のいずれかの基準を選択することができる。

- (a) (i) 侵害が生じていなければ権利保持者が得たであろう利益、及び (ii) 侵害の結果として侵害者が得た利益を含む、侵害の経済的な悪影響

- (b) ライセンス契約に基づいて知的財産権を合法的に使用するために侵害者が権利保持者に支払うべきであった価格

商標事件において賠償額を決定する場合、裁判所は、とりわけ、侵害された商標の評判、よく知られた特徴、及び名声に加え、商標所有者によって許諾されたライセンスの数及び種類を考慮するものとする。さらに、商標権所有者は、いずれの事件においても証明を必要とせず、侵害品から生じた侵害者の取引高の1%を得る権利を有する。より大きな損害が証明された場合には、より高額な賠償額を請求することができる。

損害賠償額には、侵害の合理的証明を得るために原告が負担した調査費用も含めることができる。さらに、侵害が宣言された場合、裁判所は、侵害が実際に停止されるまで1日につき最低 600 ユーロの強制的な賠償額を決定するものとする。

3.2 本案の刑事訴訟手続

3.2.1 法的根拠

前述したように、知的財産権侵害事件は、主に民事訴訟手続によって追行される。上記にかかわらず、一定の状況下では、知的財産侵害が刑事犯罪を構成する場合がある。

とりわけ、スペイン刑法の下では、登録商標と同一若しくは類似の標識を表示する製品又は意匠で保護されている製品の使用、複製、模倣、改造、輸入又は販売に加え、特許又は実用新案で保護されている製品の製造、輸入、使用又は販売が刑事犯罪を構成する。

知的財産侵害が刑事犯罪に該当するには、スペイン刑法は、権利保持者の同意なしで、産業又は商業目的で、さらに問題の知的財産権について知った上で、侵害使用が行われることを要件とする。

3.2.2 管轄裁判所

管轄裁判所は、侵害が行われた都市の刑事裁判所である。

3.2.3 手続

訴追手続は、権利保持者による刑事告訴状の提出で開始される。事実審裁判所は、警察

の支援を受けて、告訴状で詳述された犯罪事実を調査する。公式宣言を行うために、被疑者が召喚される場合もある。裁判所はまた、見本市で被疑者のブースを捜査し、侵害品及びその製造に使用された機器を差し押さえるよう警察に命じることもできる。

調査が完了した際、知的財産侵害の状況証拠があり、当該侵害が刑事犯罪を構成すると事実審裁判所が認める場合、事件は刑事裁判所でさらに訴追手続が行われる。この場合、原告は、10日以内に告訴理由書（accusation writ）を提出し、事実審理の証拠方法を申し出なければならない。被告人も、告訴理由に関する見解を決定し、事実審理の証拠方法を申し立てるために、10日の期間を与えられる。事実審理において、両当事者が審理され、申し立てられた証拠方法についての証拠調べが行われる。判決は、およそ1か月後に出されることとなっている。

一方、知的財産権に対する現行犯においては、略式の訴追及び事実審理を利用することができる。これは、侵害者が公衆に模造品を提供しているときに警察に逮捕された事件や、事件の状況により事実の調査が短時間かつ単純となると判断された事件に適用される可能性がある。

3.2.4 救済手段

知的財産侵害が刑事犯罪を構成すると裁判所が認める場合、侵害者は、罰金及び懲役6か月以上2年以下の判決を下される可能性がある。

小売販売の場合、並びに侵害者の状況及び得られた利益が低額であることにかんがみて、侵害者は、低額の罰金又は社会奉仕の判決を下される場合がある。利益が400ユーロ未満の場合、侵害は単なる軽犯罪となるものとする。

さらに、次の状況のいずれかを満たす場合には、侵害に関連する職業を2年以上5年以下禁止されることとは別に、侵害者は、罰金及び懲役1年以上4年以下の判決を下されるものとする。

- (a) 得られた利益が著しい経済的妥当性を有する。
- (b) 侵害品の価値又は生じた損害の妥当性にかんがみて、犯罪事実が特に重大である。
- (c) 侵害者が、専ら知的財産権の侵害を遂行する組織に属している。
- (d) 侵害を犯すために18歳未満の者を利用した。

3.3 侵害者のウェブサイト及びカタログからの侵害製品の削除の確認

見本市が終了した場合、権利保持者は、侵害者が裁判所によって採用された差止命令又はその他の措置を遵守しているか否かをチェックするために、必要な手段を取らなければならない。とりわけ、権利保持者は、侵害製品が別の見本市で展示されないようにすることを目的として、被疑侵害者のウェブサイト、カタログ及びその他の文書を定期的にチェックすることにより、被疑侵害者がもはや侵害製品を提供していないことを確認すべきである。

4. 概算費用

本マニュアルで言及した法的措置及び手続ごとの概算費用は、以下のとおりである。

手続	概算費用
国境での差押え	1,500～2,500 ユーロ
警告状	750～1,000 ユーロ
見本市での証拠収集	1,500～2,500 ユーロ
仮差止命令	10,000～20,000 ユーロ
予備的措置	3,500～5,000 ユーロ
証拠保全措置	2,500～4,000 ユーロ
先行証拠	2,500～4,000 ユーロ
警察の差押え	2,000～3,500 ユーロ
本案の民事訴訟手続	
▪ 商標／意匠	15,000～20,000 ユーロ
▪ 特許	40,000～90,000 ユーロ
本案の刑事訴訟手続	15,000～20,000 ユーロ

事件の状況及び複雑さ、提出及び翻訳すべき文書の量などに応じて費用は大きく異なるため、これらの金額は目安に過ぎない。

5. 仮想事例

5.1 商標侵害事件における国境での差押え

5.1.1 事実

ファッション会社タケミツ・アパレルは、被服用の商標「TAKEMITSU」を所有している。同社の製品は、定期的にヨーロッパに輸出されており、同社は、スペインに独占販売店を有している。商標「TAKEMITSU」は、スペイン及び他のヨーロッパ諸国で正式に登録されている。

同社は、バルセロナで開催予定の見本市「Denim by Premiere Vision」への参加を計画している。タケミツ・アパレルは、過去に、同じ商標でファッション製品を販売していたイタリア企業に対して訴訟を起こし（そして勝訴し）ている。見本市のウェブサイトを開覧して展示者のリストをチェックした後、タケミツ・アパレルは、そのイタリア企業が見本市に参加する予定であることを知り、当該企業が「TAKEMITSU」ブランドで衣類製品を違法に展示することを危惧している。

5.1.2 手続

タケミツ・アパレルは、スペイン税関当局に申立書を提出し、スペイン商標「TAKEMITSU」の登録証の写し、同社及びスペインの顧問弁護士の詳細、スペインにおける同社製品の正規販売店の詳細、イタリア企業の詳細、並びにオリジナル製品及びイタリア企業が過去に販売した商品に関する詳細情報を提供する。

タケミツ・アパレルは、同社から発送されたものではなく、同社の正規販売店に向けることを意図されたものではない、「TAKEMITSU」商標を付したすべての衣類製品、とりわけ、問題のイタリア企業によってスペインに輸入される、上記商標を付したすべての衣類製品を、差し押さえて留置するようスペイン税関当局に依頼する。

税関当局は、「TAKEMITSU」商標の侵害が疑われる物品を特定し、それらを留置するとともに、スペインのタケミツ・アパレル顧問弁護士に差押えについて通知して、差し押さえた物品の数量及び性質、物品の出所、輸送及び税関での申告に関与した者についての詳細情報を提供する。物品を検査した後、タケミツ・アパレルは、それらがオリジナルではないことを確認し、物品の保持者が廃棄に異議を唱えていないことを証明してそれらを廃棄するよう税関当局に依頼する。その結果、偽造品は見本市会場に届かない。

なお、国境での差押手続のための申請書の提出、留置された物品の検査、製品がオリジナルではないことの税関当局への確認、及び廃棄の要求には、およそ 2,500 ユーロかかることとなる。

5.2 特許侵害事件における仮差止命令及び民事訴訟手続

5.2.1 事実

ヤマモト株式会社は、革新的なお茶入れ機器を製造している。同社は、バルセロナで開催予定の見本市「Hostelco」（ホテル及びレストラン業界向け製品の国際展示会）で、新しい機械を発表する予定である。この機械の技術的特徴は、スペインで有効な欧州特許で保護されている。

見本市に参加する前に、ヤマモト株式会社は、とあるチェコ企業が、当該欧州特許の主な技術的特徴を複製したお茶入れ機器の展示を計画していることを突き止める。

5.2.2 手続

ヤマモト株式会社は、当該欧州特許の写しを同封して、被疑侵害機械を見本市で展示しないよう相手方に求める警告状をチェコ企業に送付する。

回答がなかったため、ヤマモト株式会社は、特許侵害事件の審理を行う専属管轄権を有するバルセロナの三つの商事裁判所のうちの一つに、仮差止命令を請求する。請求において、ヤマモト株式会社は、見本市は間もなく開催され、事件の緊急性のために、仮差止命令が一方的に (*ex parte*)、すなわち被疑侵害者の審理を行うことなく下されなければならないと主張する。さらに、ヤマモト株式会社は、仮差止命令の請求の根拠となる事実の裏付けを行い、当該特許と展示者の製品を比較する専門家の報告書を提出する。

裁判所は、請求を有効とみなし、事件の緊急性に正当性があると認めた場合、見本市で侵害製品を展示しないよう侵害者に命じる仮差止命令を下す。裁判所の正規代理人の助力を得て、仮差止命令は、見本市会場で侵害者に送達される。

仮差止命令が下されてから 20 営業日以内に、ヤマモト株式会社は、自社の請求を裏付けるすべての事実、法的根拠及び文書を提出し、チェコ企業に対して特許侵害訴訟を提起しなければならない。

なお、警告状の作成及び送付にはおよそ 800 ユーロ、仮差止命令請求書の作成及び提出にはおよそ 1 万 5,000 ユーロ、特許侵害訴訟の準備及び提起並びに本案の民事訴訟手続の追行にはおよそ 7 万ユーロかかることとなる。

5.3 意匠侵害事件における警察による差押え及び刑事訴訟手続

5.3.1 事実

Nakamura & Co. は、家具を製造販売しており、バレンシアで開催される見本市「Habitat」で最新製品を発表する予定である。

見本市の初日、同社の商業代表の一人が、登録共同体意匠の対象となっている同社のモデルと同一のランプをとあるポルトガル企業が展示していることを確認する。

5.3.2 手続

Nakamura & Co. は、侵害者のブースから侵害製品のカタログをいくつか収集するよう公証人に依頼する。ポルトガル企業がそのランプを保護する登録意匠を所有していないことを確認した後、Nakamura & Co. は、刑事告訴状をスペイン警察に提出する。これには事実を記載し、問題のランプを対象とする共同体意匠の登録証写し及び侵害企業のカタログも提出する。数人の警察官が見本市を訪れ、当該ポルトガル企業のブースで展示されている侵害ランプを差し押さえる。

事実が刑事上の侵害に相当すると事実審裁判所が認めた場合、Nakamura & Co. は、ポルトガル企業に対する告訴理由書を提出しなければならず、事件については刑事裁判所で訴追手続が行われる。

刑事告訴状の作成及び提出並びに侵害製品の差押えの対応にはおよそ 2,000 ユーロ、本案の刑事訴訟手続の訴追にはおよそ 1 万 8,000 ユーロかかる。

[特許庁委託]

スペイン見本市における知的財産権利行使マニュアル

[著者]

BARDEHLE PAGENBERG SL

Xavier Fàbrega Sabaté

B

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2015年1月発行 禁無断転載

本マニュアルは、特許庁委託事業により、BARDEHLE PAGENBERG SL が英語にて原文を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が日本語訳を作成したものです。また、2014年9月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本マニュアルの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。